

共 4 適切な施工体制の確保

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 25 年 4 月

改定 平成 26 年 4 月

改定 平成 28 年 3 月

1 コリンズ（CORINS）登録と活用

(1) コリンズの登録の対象工事

① 対象工事の登録の種類と工事規模

コリンズへの登録の対象となるのは、国の機関や県市町村等の地方自治体、又は NTT、電力、ガスなどの公益企業が発注する工事で、請負金額が 500 万円（税込み）以上の場合です。

平成 26 年 4 月 7 日 現在

区分	詳細	単位	料金(税込)
実績登録料	コリンズ(5,000 万円以上)	工事 1 件ごと	9,288 円
	コリンズ(2,500 万円以上 5,000 万円未満)	工事 1 件ごと	8,434 円
	コリンズ(2,500 万円未満)	工事 1 件ごと	2,725 円
訂正手数料	コリンズ(2,500 万円以上)	手続きごと	3,024 円
	コリンズ(2,500 万円未満)	手続きごと	2,052 円
実績データ 削除	不必要な登録をしたことにより削除した場合	工事 1 件ごと	登録料金の返金なし
	発注機関指示により削除した場合	工事 1 件ごと	登録料金を返金

② 契約金額に変更があった場合

イ 500 万円未満

500 万円以上となった場合は、すみやかに登録を行います。

ロ 500 万円以上

500 万円未満となった場合は、すみやかに登録の削除を行います。

(2) コリンズの登録手続き手順

① コリンズにログインし「建設実績情報の作成・登録」を行う。

② 登録した内容を発注機関の担当者（監督員、主任監督員等）の確認を受ける。

※「登録のための確認のお願い」の様式をダウンロードし、確認年月日の記入と発注機関の担当者の署名・捺印をもらう。

③ 料金の確認を行い登録する。登録確認後、「登録内容確認書」をダウンロードし発注機関へ提出する。

(3) 登録の単位

工事契約上の 1 契約単位毎行います。

(4) 登録時の種別

登録には、1 契約単位毎に「受注登録」「変更登録」「竣工登録」「登録済みデータの訂正」の 4 つの種別があります。

受注登録：工事を受注した時。契約日を除き 10 日以内に「受注時登録」を行わなければなりません。

変更登録：受注した工事に、工期変更、配置技術者変更、請負金額変更等があった場合。

ただし、工事請負代金のみ変更する場合は原則として登録を必要としない。

竣工登録：工事が竣工した後に行う登録で、完成した工事の実績として評価されます。

登録済みデータの訂正：登録した内容に誤りがあった場合。

(5) コリnz登録情報の受注者における活用

コリnz登録により、「企業情報閲覧」や「建設実績技術者情報閲覧」から各種データの閲覧ができます。

(6) コリnz登録情報の発注者の活用（専任制等の確認）

JACIC が提供する「コリnz」と CE 財団が提供する「企業情報」を一体的に検索するシステムである「JCIS 検索システム（発注者支援データベースシステム）」により、建設会社の各種データ（工事实績、技術者データ等）の活用が可能です。

特に、監理技術者の専任配置の確認や資格内容の確認等を行うことができ、入札・契約等の適正な執行が確保できます。

(7) 登録の対象となる工事

コリnzへの登録の対象となるのは、国の機関や県市町村等の地方自治体、又は NTT、電力、ガス、鉄道会社等の公益企業（まとめて「公的機関」と呼ぶ）から受注した工事で、請負金額（消費税込み）が 500 万円以上となるものです。（以下「登録対象工事」という）

登録対象工事には、登録をしなければならない「登録義務工事」と、登録をしなくてもよい「任意登録工事」があります。

登録義務工事

発注者と取り交わした工事請負契約図書（共通仕様書、特記仕様書）等にコリnzへの登録を義務付ける旨の記述がある工事の事を言います。この場合、必ずコリnzへの登録を行う必要があります。行わなかった場合は、発注者との契約違反になります。

任意登録工事

登録対象工事のうち、コリnzへの登録を義務付けされていない工事、つまり、「登録義務工事」以外のものと言えます。登録義務の無い場合にも、受注者が自主的に登録することが可能で、「登録義務工事」と同様に工事实績として評価されます。ただし、登録義務工事と同様に、登録前に発注者の内容確認を受ける必要があります。

(8) 登録の単位について

コリnzは、1 契約単位ごとの登録となります。たとえば、同じ工事で、1 期、2 期の別契約となる場合には、それぞれ別に登録する必要があります。

(9) 登録内容確認書

新しいコリnz・テクリスでは、「登録内容確認書」に登録された内容を掲載しています。従来の工事カルテ受領書・業務カルテ受領書は、「登録内容確認書」となります。

(10) コリnzの登録完了について

- ① コリnz登録は、しゅん工時登録まで行われて完了になります。
- ② しゅん工時登録した登録内容確認書はしゅん工検査の際に必ず提示してください。
- ③ しゅん工時登録が済んでいない工事は、未完了として扱われます。

① コリnz登録についての問い合わせ先

日本建設総合情報センター (JACIC) のコリnz・テクリスセンター（発注機関担当）

TEL 03-3505-0452 FAX 03-3505-0851

② コリnzホームページ <http://ct.jacic.or.jp/>

④ 工事实績情報システム <http://www.ct.jacic.or.jp/teikyou/search.html>

2 施工体制の確認（施工プロセスのチェックリスト）

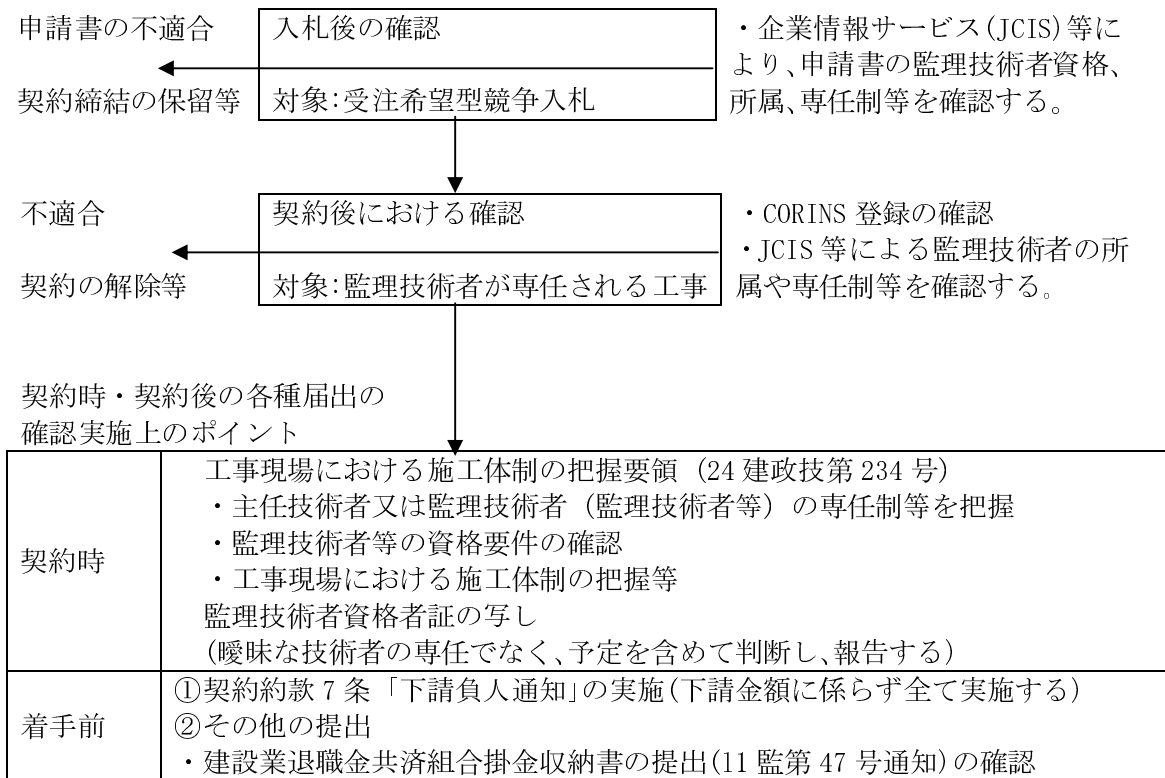
(1) 発注者の責務

発注者は、請負者が配置した施工技術者の配置状況や工事現場の施工体制が、提出された技術者届や施工体制台帳等と合致しているかを点検しなくてはならない。（適正化法第 14 条）

施工体制台帳の内容の変更が提出された場合も同様である。

(2) 施工体制の把握の流れ（概要）

入札後、契約後それぞれの時点で施工体制の確保について把握を行う



工事現場における確認のポイント		
着手時・変更時 ・登録内容確認書の確認 ・資格者証の確認 ・施工体制台帳の提出 ・施工体系図の提出	監督時（施工中） ・資格者証の携帯確認 ・常駐の確認 ・施工体制の確認 ・施工体系図の提示確認 ・各種掲示物の確認	工事完了時 ・登録内容確認書の確認 ・取り組み結果について 工事成績への反映

- ① 以上の内容、経過はしゅん工検査員が再度確認する。
 ② 工事成績に反映する。

(3) 工事現場における施工体制の把握要領

・ 工事現場における施工体制の把握要領の経過

平成 13 年（2001 年）5 月 8 日 13 監技第 48 号	工事現場における施工体制の把握要領 ・ 入札前及び入札後・契約前における監理技術者等の資格要件確認。 ・ 契約後及び工事現場における施工体制の把握等 ・ 施工体制台帳等の記載
平成 21 年（2009 年）5 月 13 日 21 建政技第 53 号	工事現場における施工体制の把握要領の一部改正について（通知） （平成 21 年 5 月 25 日以降の公告等を行う工事から適用） ・ 把握要領中、「別紙 1」の注 1）但し書及び「別紙 2」の「1 施工体制 II 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者 ○監理技術者（主任技術者）の専任制」欄の但し書の「別途定める価格」は、当分の間、「入札書比較価格（消費税を除く）」に 75/100 を乗じた額（千円の位を四捨五入）（予定価格が 2 億円以上の場合）とする。
平成 24 年（2012 年）10 月 25 日 24 建政技第 234 号	工事現場における施工体制の把握要領の一部改正について（通知） （平成 24 年 11 月 1 日以降に締結した請負契約（当初）に係る建設工事から適用する。） 1 把握要領中、（別紙－1）表中及び（別紙－2）「施工プロセス」のチェックリストについて、以下を追加する。 ①「1 施工体制 I 施工体制一般 ○施工体制台帳」に健康保険、厚生年金保険、雇用保険等への加入状況の記載の確認 ②「1 施工体制 II 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者 ○下請負者の把握」に県内企業の下請採用状況の確認 ③「2 施工状況 I 施工管理 ○施工管理・工事材料管理」に工事用資材への県内産の使用状況の確認 2 把握要領中、（別紙－1）「*1）監理技術者等の専任を必要とする工事」について、請負者は、当初の請負金額が 2,500 万円以上（建築一式工事にあつては 5,000 万円以上）の工事において「監理技術者等」を専任で置くだけでなく、上記金額未満の契約工事で、その後の契約変更により上記金額以上となった場合も同様であることを追加する。
平成 28 年（2016 年）1 月 6 日 27 建政技第 215 号	工事現場における施工体制の把握要領の一部改正について（通知） 把握要領中、（別紙－2）「施工プロセス」のチェックリストについて、以下の点を改正する。 ①押印欄から「しゅん工検査員」の欄を削除する。 ②「1 施工体制 I 施工体制一般 ○施工体系図」の記載内容を共通仕様書の記載に合わせ次のとおり改正する。 【施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。】を【施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げるとともに、その写しを提出している。】に改正。 ③「2 施工状況 I 施工管理 ○工事の着手」の記載内容を共通仕様書と合わせ改正する。 【工事開始日後、10 日以内に】を【工事開始後、30 日以内に】に改正。 ④備考欄に参考記載されている共通仕様書の項目を更新する。 例【1 編 1-1-5】を【共通編 1-1-1-5】に改正する。

(別紙)

平成 13 年 5 月 8 日付け 13 監技第 48 号
土木部長、農政部長、林務部長、住宅部長通知
最終改正 平成 28 年 1 月 6 日付け 27 建政技第 215 号

工事現場における施工体制の把握要領

1 趣旨

工事の品質確保、安全確保ならびに建設産業の健全な発展のためには、適切な施工体制の下で工事が実施されることが必要である。

また、主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という）の専任制等の把握の徹底を図るほか、不適切な事例への対応を統一的に実施することが必要である。平成 13 年 4 月 1 日の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（入札・適正化法）の施行に伴い、施工体制台帳提出の義務づけ、発注者による施工体制の確認などが明記され、平成 24 年 11 月 1 日からは、建設業法施行規則の改正に伴い、施工体制台帳等の記載事項へ健康保険等の加入状況が追加されることとなった。

さらに、元請企業が下請指導をする際、協力会社組織等の安定的な下請関係によることが望ましいこと、また県内建設業者の社会保険、福祉の充実とさらなる地域経済の活性化を図るため、長野県は元請企業に対し、下請契約における県内企業の優先的な採用を求めることとした。

以上を踏まえて、今後の工事現場における適切な施工体制の確保のため、入札及び契約過程や監督業務において実施すべき把握項目や対応方法を次のとおり定める。

なお、この要領は適宜見直すことができる。

2 工事現場における施工体制の把握について

(1) 入札前及び入札後・契約前における監理技術者等の資格要件の確認

- ① 対象工事は、一般競争入札、公募型指名競争入札、受注希望型競争入札の案件とする。
- ② 確認方法は、長野県建設工事技術者データベース、工事実績情報サービス「CORINS(コリンズ)」等により行う。
- ③ 確認内容は、監理技術者等の重複確認と所属、雇用関係及び資格者証の保持等とする。
なお、確認及び把握内容等の詳細は、別紙－１のとおりとする。
- ④ 監理技術者等は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、該当工事の入札執行日等以前に、三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。
- ⑤ 把握結果は、別紙－２に記載する。

(2) 契約後及び工事現場における施工体制の把握等

- ① 確認内容は、監理技術者等の重複確認と所属、雇用関係及び資格者証の提示、コリンズ登録、施工体制台帳等の提出、施工体系図等の掲示などとする。
なお、確認及び把握内容等の詳細は、別紙－１のとおりとする。
- ② 把握結果は、別紙－２に記載する。(共 4-5「施工プロセス」のチェックリストを参照)

(3) 施工体制台帳等の記載

記載内容は『社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに関する Q & A』（URL：<http://www.mlit.go.jp/common/000225414.pdf>）を参考とする。

なお、一人親方等との下請負契約の締結がある場合は、雇用保険を労災保険特別加入と読みかえ、下表※の記載について確認する。

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号 等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険 ※ 労災保険特別加入		

※ 労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度で、元請負業者が一括加入すると下請負業者へも適用されます。なお、労働者でないことから通常の労災保険が適用されない「中小事業の事業主」や「一人親方」などは、自ら労災保険に特別加入する（『労災保険特別加入制度』）ことにより、労災補償を受けることができます。

4 施工体制の把握に関する法令等

- (1) 建設業法、同法施行規則
- (2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同法施行令
- (3) 「不良不適格業者排除対策について」
(平成 11 年 1 月 27 日付け 10 監第 388 号土木部長通知)
(平成 10 年 12 月 25 日付け建設省建設経済局長ほか通知)
- (4) 「施工体制台帳等活用マニュアル」
(平成 15 年 11 月 7 日付け国土交通省総合政策局建設業課長通知)
(平成 16 年 12 月 28 日付け国土交通省総合政策局建設業課長改正通知)
(平成 24 年 7 月 4 日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長改正通知)
- (5) 「工事現場における適正な施工体制の確保等について」
(平成 13 年 3 月 30 日付け国土交通省大臣官房地方課長ほか通知)
- (6) 「施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について」
(平成 13 年 5 月 1 日付け 13 監第 68 号土木部長通知)
(平成 13 年 3 月 30 日付け国土交通省総合政策局長通知)
- (7) 「施工体制台帳の作成等について」
(平成 13 年 5 月 1 日付け 13 監第 68 号土木部長通知)
(平成 13 年 3 月 30 日付け国土交通省総合政策局建設業課長通知)
(平成 24 年 5 月 1 日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長改正通知)
- (8) 「監理技術者制度運用マニュアル」
(平成 16 年 3 月 1 日付け国土交通省総合政策局建設業課長通知)
- (9) 工事共通仕様書等
- (10) 労働者災害補償保険法施行規則
- (11) 建設業退職金共済制度の普及徹底について
(平成 11 年 4 月 13 日付け 11 監第 47 号土木部長通知)

附 則

本要領は、平成 28 年 1 月 6 日以降に締結した請負契約(当初)に係る建設工事から適用する。

(別紙ー 1)

工事現場における施工体制把握事項等

対 象	確認時点	把握内容および方法	
一般競争入札、公募型指名競争入札における監理技術者等の資格要件の確認	申請書提出時	申請書記載の監理技術者等の資格の確認 所属と雇用関係 *5)の確認	監理技術者資格者証、技術検定合格証明書、健康保険証及び市町村民税特別徴収税額通知書 等
	入札後・契約前		
	契約時	専任制の確認 *1)	データベース等 *3)
	入札後・契約前		
受注希望型競争入札における監理技術者等の資格要件の確認	着手前	資格の確認 同一性の確認	資格者証等の提示 身分証明書、運転免許証等で確認
		コリンズ登録（登録内容確認書*2)の確認	登録内容確認書の提出 内容の確認
		施工体制台帳の確認 施工体系図の確認	提出の確認 提出内容の確認(保険等加入状況) 一次下請契約書の写添付 再下請通知書の写添付
		県内企業の下請採用状況の確認	県外企業の採用があった場合は、報告書を提出
	工事施工中 (現場監督時)	常駐状況の確認 同一性の確認	現場に常駐しているか 同一人であるか
		施工体系図の掲示	現場や公衆の見やすい箇所に掲示されているか
		施工体制台帳の内容 (備え付け状況を含む)	提出内容と相違ないか (下請状況を含む)
	内容変更時点 *4)	コリンズ登録	上記に同じ
		施工体制台帳の確認 施工体系図の確認	上記に同じ
	その他(各現場で 1 回実施)	建設業の許可証	許可証の標識の確認
		建設退職金共済制度	建退共加入シールの確認
		労災保険に関する掲示	労災保険関係項目の掲示

※点検にあたっては、「施工体制台帳等活用マニュアル」に記載されたチェックポイントを参考とする。

***1) 監理技術者等の専任を必要とする工事**

受注者は、請負金額が 2,500 万円以上（建築一式工事にあつては 5,000 万円以上）の工事においては「監理技術者等」を専任で置く必要がある。また、上記金額未満の契約工事で、その後の契約変更により上記金額以上となった場合も同様である。

さらに、予定価格がWTO適用基準額以上の建設工事であつて別途定める価格未満で落札した場合等は、配置技術者の増員を求めることとなっている。具体的には、主任（監理）技術者と同じ資格者（基本要件）1 名を別に専任で置くこととなっている。

また、総額が 3,000 万円以上（建築一式工事にあつては 4,500 万円以上）の下請け契約を行う工事においては、「主任技術者」にかえて、「監理技術者」を専任で置くことが義務づけられている。

***2) 登録内容確認書**

（一財）日本建設情報総合センター(JACIC：ジャシック)が行う工事実績情報サービス「CORINS」（コリンズ）への登録をした後、ダウンロードし印刷したもの。（仕様書により、下請の有無に関係なく、請負額が 5 百万円以上の工事は提出が義務づけられている。）

***3) データベース等**

工事実績情報サービス「CORINS」が公益法人という立場で、各発注機関へ情報提供を行うデータベース。監理技術者の資格者や重複等を確認できる。

***4) 内容変更時点とは**

契約変更時に限らず、現場の体制を変更した場合も含む。

***5) 雇用関係とは**

監理技術者等は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、該当工事の入札執行日等以前に、三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

(H28.1改正)

「施工プロセス」のチェックリスト

(工事現場における施工体制の把握要領 別紙-2)

1. 工事名
2. 工 期
3. 受注者名
4. 契約額

円

発注者名	事務所
------	-----

総括監督員	印
主任監督員	印
監 督 員	印

- ① 「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。
- ② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
- ③ 用語の定義については、契約後・当初契約後、変更後・工期内に行う契約変更後とする。

考 査 項 目	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)							備考 (指示事項及びその是正状況等)
				着手前	施工中					完成時	
1	施工 体制 一般	○契約工程表	・契約締結の5日以内に、工程表が提出された。 (契約後、変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-5
		○コリンズへの登録 ※工事請負代金額が500万円以上の工事	・事前に監督員等の確認を受け、契約後等の10日以内に登録機関に申請した。 (受注、変更、完成・訂正時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-7 「登録のための確認のお願い」により確認
		○品質証明 ※品質証明対象工事 (仕)1-1-1-27)に該当しない場合は削除	・品質証明員の資格(身分及び経歴)が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。(契約後、変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		登録日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 完了日 年 月 日
			・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。(検査前等までに)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書又は書面を契約締結後1ヶ月以内に提出した。(契約後、増額変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		請負代金額800万円以上の工事が該当する。 建設業退職金共済制度について(平成11年4月13日付付11監第47号)
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。 (施工時1回程度)		(/) □						
			・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。(施工時1回程度)		(/) □						
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		建設業退職金共済制度について(平成11年4月13日付付11監第47号)
		○請負代金内訳書 ※約款に規定がない場合は削除	・契約締結後5日以内に、所定の様式で提出した。(約款第3条 発注者が工事内容に照らし必要と認める時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-4
		○施工体制台帳	・施工体制台帳を現場に備え付けるとともに、その写しを提出した。(施工時の当初、施工体制変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-15 下請負人通知書、台帳とが合致。 施工体制台帳の提出の確認日
			・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。(施工時の当初、施工体制変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		当初 年 月 日 1回変更 年 月 日 2回変更 年 月 日 3回変更 年 月 日 回変更 年 月 日
			・施工体制台帳及び再下請負通知書に、健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の加入状況を記載している。(施工時の当初、施工体制変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・施工体制台帳に、下請契約書を添付している。(施工時の当初、施工体制変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○施工体系図	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを提出している。(施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-15 施工体系図の提出の確認日
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない。(施工時 1回／月程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		1回変更 年 月 日 2回変更 年 月 日 3回変更 年 月 日 回変更 年 月 日
			・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。(施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与し、作業内容を確認している。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に下請人を含め設置し、監理技術者を正しく記載している。(施工時1回程度)		(/) □						建設業法40条
		現場チェック時の所見等	施工体制一般 に関して 月 日 月 日 月 日 月 日								・一次下請負金額総額、 C- ・一次下請業者数 社 ・再下請負業者数 社

1	II 施工体制 配置技術者／ 現場代理人・監 理技術者・主任 技術者	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。 (施工時 1回／月程度)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・現場代理人は、監督員等との連絡調整及び対 応を画面で行っている。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○専門技術者	・専門技術者を専任し、配置している。(施工計 画時、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○作業主任者	・作業主任者を選任し、配置している。(施工計 画時、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○監理技術者(主任 技術者)の専任制	・資格者証の内容を確認した。(着手前)	(/) □						監理技術者名: (資格者番号:) 又は、主任技術者名:	
		※1 予定価格がVTO適用 基準額以上の建設 工事であって別途 定める価格未満で落 札した場合等	・配置予定技術者、通知による監理技術者・施 工体制台帳に記載された監理技術者と監理技 術者証に記載された技術者及び本人が同一で あった。(着手前)	(/) □						○増員配置(必要な場合※2) 監理技術者名: (資格者番号:) 又は、主任技術者名:	
			・左記(※1)の案件において、技術者を増員して 配置している。	(/) □						※2 主任(監理)技術者と同じ資格者 (基本要件)1名を別に専任	
			・現場に専任していた。(施工時 1回／月程度)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把 握し、主体的に係わっていた。(施工時、打合せ時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工 事を進めている。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
	○現場技術員	・現場技術員との対応が適切である。(建設コン サルタント等に現場技術業務委託等の場合) (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕)共通編1-1-1-10		
	○下請負者の把握	・下請負者が長野県の建設工事入札参加資格 者である場合には、営業停止、入札参加停止期 間中でない。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕)共通編1-1-1-14		
		・下請負者に全て県内企業を採用している。県 外企業を採用する場合においても「県外企業採 用報告書」を提出している。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		関係部長通知		
	現場チェック時の所 見等	配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者 に関して 月 日 月 日 月 日									
2	I 施工状況	○設計図書の照査 等	・契約書第18条第1条第1号から第5号に係る 設計図書の照査を行っている。(着手前、施 工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕)共通編1-1-1-3
			・現場との相違等の事実がある場合、その事実 が確認できる資料を画面により提出して確認を 受けた。(着手前、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○施工計画書	・工事着手前(変更を含む)に、提出した。 (着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕)共通編1-1-1-6	
			・記載内容と現場施工方法とが一致している。 (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が 一致している。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映し ている。(着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○施工管理 ・工事材料管理 ・出来形、品質管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理 している。(施工時、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・工事用資材全てに県内産を使用している。県 外産資材を使用する場合においても「県外産資 材使用報告書」を提出している。(施工時、完成 時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕)材料編2-2-13-5	
			・品質確保のための対策など施工に関する工 夫が確認できる。(施工時、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・日常の出来形、品質管理を適時・的確に実施 している。(施工時、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・仕様書等に定められた事項や独自の取り組 み、また、地域等より評価されるものがある。 (施工時、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○検査(確認を含む) 及び立会い等の調整	・段階確認の確認時期・内容が適切である。 (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕)共通編1-1-1-24	
			・工事打合せ簿を不足なく整理している。(完成 時)					(/) □			
		○工事の着手	・工事開始日後、30日以内に工事に着手した。 (着手時)	(/) □						(仕)共通編1-1-1-12	
		○支給材料及び貨与 品	・使用予定14日前までに、品名、数量、品質、規 格又は性能を記した要求書を提出した。(施工 時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕)共通編1-1-1-21	
○建設副産物及び建 設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト) により適正に処理されていることを確認し、監督 員等に提示した。(施工時、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕)共通編1-1-1-23			
	・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様 式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。(施工時、完成 時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕)共通編1-1-1-23			
○指定建設機械類 の確認	・指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低 振動型建設機械)を使用している。 (施工時 1回程度)	(/) □						(仕)共通編1-1-1-41			

2	I 施工状況	I 現場チェック時の所見等	施工管理に関して 月 日 月 日 月 日								
		II 工程管理	・工程のフォローアップ等を実施し、工程管理を行っている。(施工時適宜) ・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、施工の停滞が見られない。(施工時適宜) ・作業員の休日確保を行っていることが確認できる。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		現場チェック時の所見等	工程管理に関して 月 日 月 日 月 日								
III 安全対策		III 安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。(施工時、完成時) ・店社パトロールを実施し、記録がある。(施工時 1回／月程度、完成時) ・安全教育・訓練等を半日以上／月 実施し、記録がある。(施工時、完成時) ・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。(施工時、完成時) ・新規入場者教育を実施し、記録がある。(施工時、完成時) ・過積載防止に取り組んでいる記録がある。(施工時、完成時) ・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。(施工時 1回／月程度) ・重機操作で、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。(施工時適宜) ・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。(施工時適宜) ・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。(施工時適宜) ・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。(施工時適宜) ・地下埋設物及び架空線がある場合、事故防止対策に取り組んでいる。(着手前、施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	労働安全衛生法 30条
				(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
				(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕)共通編1-1-1-37
				(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
				(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	労働安全衛生規則 35条	
				(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
				(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
				(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
				(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
				(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
				(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
				III 安全バトロールの指摘事項の処理	・各種安全バトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □
		現場チェック時の所見等	安全対策に関して 月 日 月 日								
IV 対外関係		IV 関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。(施工時、完成時) ・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関する苦情対応を適切に行い、記録がある。(施工時、完成時) ・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕)共通編1-1-1-46
				(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
				(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		現場チェック時の所見等	対外関係に関して 月 日 月 日								

3 契約約款にもとづく下請負人通知

発注者は、契約約款第7条により受注者が下請負契約を締結した場合には、下請負契約金額に関わらず、受注者から書面で報告をもとめることができるとされている。この下請人通知は、下請負を行う場合は、金額に係わらず原則として提出するものとする。

下請負人通知書 年 月 日 事務所長 様 住 所 受注者商号 又は名称 代表者氏名 下請負人の状況は下記のとおりです。 記 1 工事名、工事場所 工事名 工事場所 2 下請負人に関する事項										
商号又は名称	代表者氏名	住所	主任技術者等の氏名	下請負契約			建設業の許可の状況			
				工種	数量	金額	業種	許可 年月日	般特 の別	許可番 号

下請負に付した理由

下請負人通知は、施工計画書・施工体制台帳作成以前に提出するものとし、その後追加があった場合はその都度提出する。

1 次下請まで提出する。

4 施工体制台帳及び施工体系図

(1) 概 要

① 意 義

建設工事の施工は、各種専門工事の総合的な組み合わせにより成り立っているため、重層的な下請構造が特徴となっています。

したがって建設工事の適正な施工を確保するためには、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、直接的な下請負のみならず、すべての現場の施工体制把握と、工事全般にわたる監督指導を行うことが求められており、施工体制台帳や施工体系図の作成、提出などが義務づけられています。

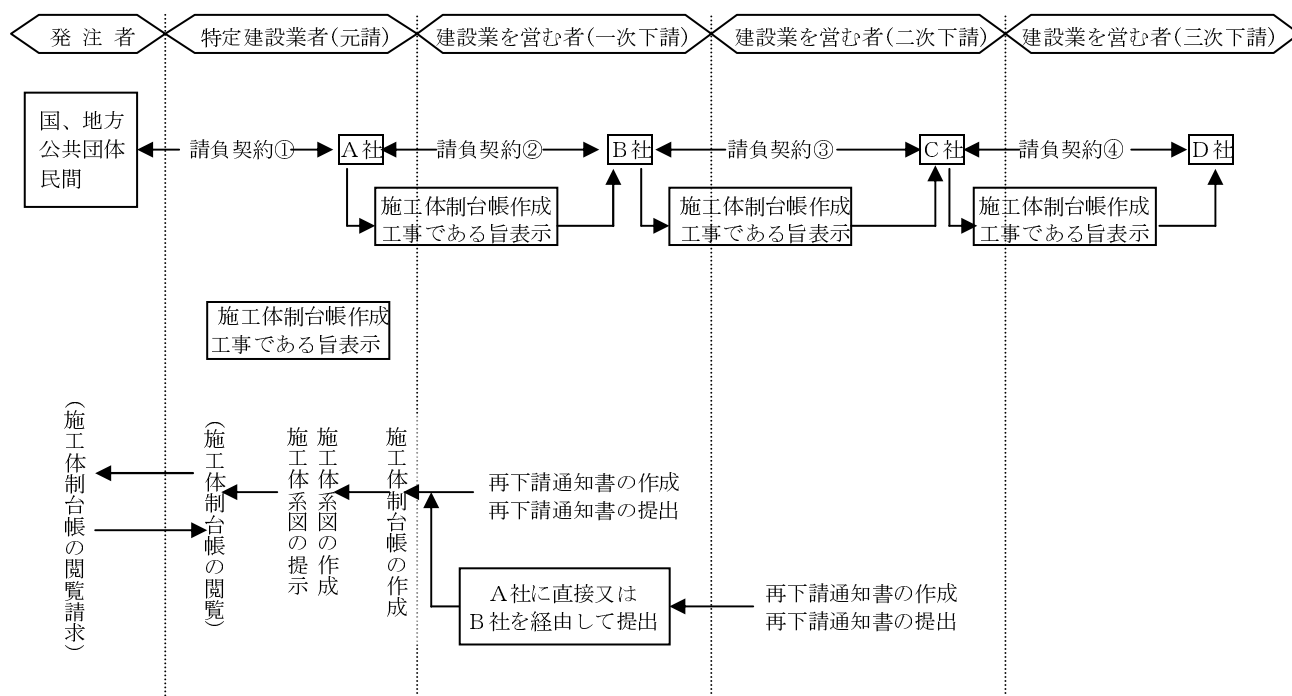
② 対象工事と法律の規定

- ・ 受注者は、建設業法 24 条の 7 第 1 項の規定により、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金(契約が 2 以上あるときはその合計)が、建築一式工事にあつては 4,500 万円、建築一式工事以外にあつて 3,000 万円以上となる場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置かななくてはならないと規定されていますが、平成 26 年の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「適正化法」という。)の改正により、公共工事については、下請契約を締結した全ての工事で施工体制台帳等を作成することとなっております。
- ・ 受注者は、「適正化法」第 15 条第 2 項の規定により、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければなりません。(土木工事共通仕様書にも規定)
- ・ 発注者が、現場の施工技術者の配置や施工体制について、提出された施工体制台帳と合致しているか点検を求めたときには、受注者はこれを拒否できません。(適正化法第 15 条の 3)
- ・ 受注者は、施工体制台帳に基づき、施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲げる(適正化法第 15 条第 1 項)とともに発注者へ提出しなくてはなりません。(土木工事共通仕様書)
- ・ 受注者は、施工体制台帳の内容を変更した場合は、直ちに再提出し施工体系図も再掲示しなければなりません。
- ・ 次の工事も下請契約に含む。(施工体制台帳等に記載する。)
 - ・ 個人での運搬を営む者との契約
 - ・ 個人で産廃の運搬業の許可を有する者
 - ・ 運転手付のリース契約
 - ・ 産業廃棄物の処理

(2) 施工体制台帳等の作成方法

【施工体制台帳の作成の流れ】

図 4-1 施工体制台帳の流れ



施工体制台帳の記載内容及びその添付書類は、次のようなものとなります。

- ① 自社に関する事項
- ② 自社が発注者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- ③ 自社の下請負人に関する事項
- ④ 自社が下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項(契約書の写し等)

【施工体制台帳作成建設工事の通知】

また、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の総額により施工体制台帳を作成しなければならなくなったときは、一次下請負人に対し「その請け負った工事を他の建設工事を営む者に請け負わせたときは再下請負通知書を提出しなければならない(施工体制台帳作成建設工事である)」旨及び当該通知書を提出すべき場所(元請業者の連絡先)を遅滞なく書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を工事現場の見やすいところに掲げなければなりません。(様式例-1)

【再下請通知書】

一方、一次の下請業者に限らず全ての下請負人は、自らが請け負った建設工事の一部をさらに他の建設工事を営む者に請け負わせたときは、遅滞なく施工体制台帳を作成する特定建設業者に、次のような事項からなる再下請負通知をしなければなりません。(様式例-2)

- ① 自社に関する事項
- ② 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- ③ 自社の下請負人に関する事項
- ④ 自社が下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項

また、再下請負通知を行った者は、その下請負人に対し「その請け負った工事をさらに他の建設工事を営む者に請け負わせたときは再下請負通知書を提出しなければならない(施工体制台帳作成工事である)」旨及び当該通知書を提出すべき場所(元請業者の連絡先)を遅滞なく通知しなければなりません。

これらの具体的な仕組みを図 4-1 に示します。

A 下請契約②の締結時

元請である A 社は、一次下請金額の総額が 3,000 万円(建築一式工事の場合は 4,500 万円)以上の場合は、一次下請である B 社に「施工体制台帳作成工事である」旨を通知するとともに、当該事項を記載した書面を工事現場の見やすいところに掲げます。

また、A 社は表 4-1 に示す記載事項と添付書類からなる施工体制台帳を作成します。

B 下請契約③の締結時

一次下請である B 社がその請け負った建設工事の一部を二次下請である C 社に請け負わせたときは、B 社は C 社に対し「その請け負った工事を他の建設工事を営む者に請け負わせたときは再下請負通知書を提出しなければならない」旨を通知します。

また、B 社は、表 4-2 に示す記載事項と添付書類からなる再下請負通知書を作成し、これを元請である A 社に提出します。これにより、A 社は施工体制台帳に C 社の内容を追加することになります。

C 下請契約④の締結時

二次下請である C 社がその請け負った建設工事の一部をさらに三次下請である D 者に請け負わせたときは、C 社は D 社に対し「その請け負った工事を他の建設工事を営む者に請け負わせたときは再下請負通知書を提出しなければならない」旨を通知します。

また、C 社は表 7-2 に示す、記載事項と添付書類からなる再下請負通知書を作成し、これを元請である A 社に提出します。

C 社が作成した再下請負通知書は、C 社が直接 A 社に提出しても、B 社を経由して A 社に提出してもかまいませんが、確実にかつ遅滞なく A 社の手に届くことが重要です。

これにより、A 社は施工体制台帳に D 社の内容を追加することになります。

D D 社のように、その請け負った建設工事を他の建設業者に請け負わせていないときは、再下請通知書の作成の義務は生じません。

【施工体制台帳の修正】

下請負人は、再下請負通知書に記載されている事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、変更年月日を付記して元請に通知する必要がある。また、施工体制台帳を作成する特定建設業者は施工体制台帳の修正、追加を行わなければなりません。

【施工体制台帳の様式】

施工体制台帳や再下請負通知書には、様式は定められていませんが、施工体制台帳は工事の施工分担(請負契約関係)がわかるように作成しなければなりません。

また、添付書類に施工体制台帳及び再下請負通知書の記載事項が記載されていれば、記載を省略することができます。ただし、この場合、施工体制台帳や再下請負通知書に記載すべき事項が添付書類の「どこに記載されているか」を明確にしておく必要があります。(様式例-3、様式例-4)

【施工体系図の作成】

施工体制台帳を作成する特定建設業者は、作成した施工体制台帳に基づき図 4-2 のように、建設業者の名称、工事の内容、工期、監理技術者（主任技術者）の氏名（専門技術者を置く場合はその者の氏名、その者が管理をつかさどる工事の内容）を記載した施工体系図を作成し、現場の見やすいところに掲げなければなりません。

施工体系図には、様式は定められていませんが、工事の施工分担がわかるようになっている必要があります。このため、図 4-2 のような樹状図のようなものが一般的ですが、関係業者数が多い等、樹状図にすることが困難な場合は、工事の施工分担がわかるような表にすることも可能です。

また、建設業者の追加・削除により、施工体系に変更があった場合は、速やかに施工体系図の変更又は追加・削除を行い、現時点における建設工事全体の施工体系がいつでも把握できるようにしなければなりません。（一般には施工体系図様式例を参考に作成する）

(3) 施工体制台帳の提出

図 4-3 施工体制台帳等として提出すべき書類一覧

①	施工体制台帳（様式例－2）
②	下請人に関する事項（様式例－3）・・・・・・下請人毎に作成
③	再下請通知書（様式例－4）・・・・・・再下請人毎に添付
④	全ての下請契約書の写し、施工体制台帳作成建設工事の通知の写し（様式例－1）
⑤	施工体系図

- ・ 一次下請契約書の写し（請負代金が記載されていること）
- ・ 二次以下の下請契約書の写し（請負代金の額を除く）
- ・ 但し、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 13 年 3 月 30 日第 76 号）により、平成 13 年 10 月 1 日から、二次以下についても、請負代金の額を明示した請負契約書の添付が義務づけられる。
- ・ 様式 1～4 は各々 A4 版とする。その他は A4 ないし、A3 版とする。

表 4－1 施工体制台帳の内容

記載事項	添付書類
(1) 自社（A 社）に関する事項 イ 名称、許可番号 ロ 許可を受けている建設業の種類 ハ 健康保険等の加入状況	
(2) 自社（A 社）が発注者と締結した建設工事①に関する事項 イ 工事の名称、内容、工期 ロ 請負契約を締結した年月日、発注者の名称、住所、請負契約を締結した自社（A 社）の営業所の名称、所在地 {ハ 発注者が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ニ 自社（A 社）が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} ホ 監理技術者の氏名、監理技術者資格、専任か否かの別 {ヘ 自社（A 社）が監理技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格}	} 請負契約書の写し 監理技術者資格（資格者証が必要な工事の場合は資格者証の写しに限る）及び雇用関係を証する書面又はこれらの写し {主任技術者資格及び雇用関係を証する書面又はこれらの写し}

(3) 自社(A社)の下請負人B社に関する事項 イ 下請負人B社の名称、住所 {ロ 下請負人B社が建設業者の場合は、その許可番号、施工に必要な許可業種} ハ 健康保険等の加入状況	請負契約書の写し
(4) 自社(A社)が下請負人B社と締結した建設工事の請負契約②に関する事項 イ 工事の名称、内容、工期 ロ 請負契約を締結した年月日 {ハ 自社(A社)が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ニ 下請負人B社が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ホ 下請負人B社が建設業者の場合は、下請負人B社の置く主任技術者の氏名、主任技術者資格、専任か否かの別} {ヘ 下請負人B社が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格} ト 請負契約を締結した自社(A社)の営業所の名称、所在地	
再下請負通知書一式(その添付書類を含む)	

- 注 1 添付書類に記載されている事項は、施工体制台帳への記載が省略できる。
- 2 「ハ」の監督員に関する事項及び「ニ」の現場代理人に関する事項は、建設業法第19条の2に規定する通知書類の添付により、施工体制台帳への記載が省略できる。
- 3 {カッコ} 書きは、該当する場合にのみ必要なものである。

表 4-2 再下請負通知の内容

記載事項	添付書類
(1) 自社に関する事項 イ 名称、住所、{自社が建設業者の場合は、その許可番号}	
(2) 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項 イ 工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の名称	
(3) 自社の下請負人に関する事項 イ 下請負人の名称、住所 {ロ 下請負人が建設業者の場合は、その許可番号、施工に必要な許可業種 ハ 健康保険等の加入状況	請負契約書の写し
(4) 自社が下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項 イ 工事の名称、内容、工期 ロ 請負契約を締結した年月日 {ハ 自社が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ニ 下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ホ 下請負人が建設業者の場合は、下請負人の置く主任技術者の氏名、主任技術者資格、専任か否かの別} {ヘ 下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格} ト 請負契約を締結した自社(A社)の営業所の名称、所在地	
再下請負通知書一式(その添付書類を含む)	

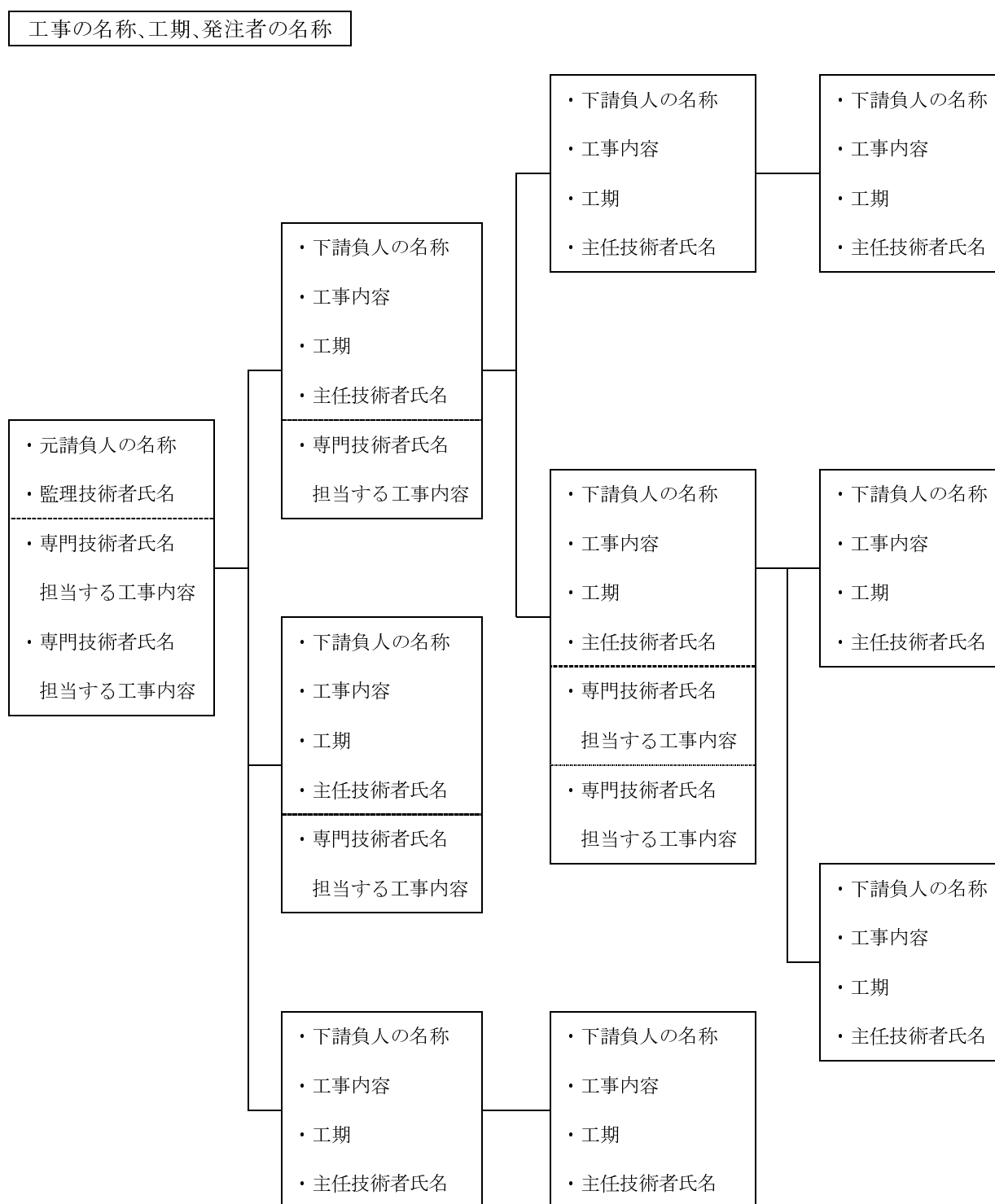
- 注 1 添付書類に記載されている事項は、再下請負通知書への記載が省略できる。
- 2 「ハ」の監督員に関する事項及び「ニ」の現場代理人に関する事項は、建設業法第19条の2に規定する通知書類の添付により、再下請負通知書への記載が省略できる。
- 3 {カッコ} 書きは、該当する場合にのみ必要なものである。

(参考)

請負契約書記載事項（建設業法第19条）：（施工台帳に添付する書類）

1. 工事内容	代金決定の見積期間について、500万円に満たない工事は1日以上、500万円以上5000万円以下は10日以上、5000万円以上の工事は15日以上設けること（建設業法施行令第6条）
2. 請負代金の額	
3. 工事着手の時期及び工事完成の時期	
4. 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法	支払いの現金比率が2割以上、労務費相当分は現金、手形期間は120日以内
5. 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	
6. 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	
7. 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	
8. 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	
9. 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	
10. 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期	完成通知を受けてから、検査完了日まで20日以内、引渡しの申し出があつてから引渡しを受けるまで20日以内
11. 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法	引渡しの申し出があつてから代金の支払いまで50日以内、手形期間は120日以内
12. 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容	
13. 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	
14. 契約に関する紛争の解決方法	

図 4-2 施工体系図の記載事項



下請負人通知書・施工体制台帳の提出について

項目	処理方法	法令等の規定内容
下請負人通知書の提出義務について	発注機関は、下請負人通知書の提出によって、下請負人の有無を確認し、施工体制を把握できるようになることから、発注機関から直接建設工事を請け負った者（以下「元請負人」という。）は、下請金額に係わらず、下請負人通知書を提出するものとする。 なお、下請負人通知書の金額欄には、日々単価契約の場合、想定される工期の総額を記載すること。	○建設工事標準請負契約約款第 7 条 「発注者は請負者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。」 ○土木工事現場必携 「下請負を行う場合は、金額に係わらず原則として提出するものとする。」 「下請負人通知書は、施工計画、施工体制台帳作成以前に提出するものとする。」
施工体制台帳の提出義務について （下請負人に関する事項、再下請通知書、下請負契約書写、施工体系図を含む）	建設業法の規定に基づき、特定建設業者が元請負人となった場合、下請代金の総額が 3,000 万円（税込み）（建築一式工事の場合は 4,500 万円（税込み））以上のときは、建設工事の適正な施工を確保するため、施工体制台帳を作成しなければならない。 平成 26 年の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、公共工事については、下請契約を締結した全ての工事で施工体制台帳等を作成することとなった。	○建設業法第 24 条の 7 「特定建設業者は、発注機関から直接建設工事を請け負った場合において、請負代金の総額が政令に定める金額以上のときは、建設工事の適正な施工を確保するため、…施工体制台帳を作成しなければならない。」 ○建設業法施行令第 7 条の 4 「建築一式工事は 4,500 万円 それ以外は 3,000 万円」 ○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第 15 条による建設業法 24 条の 7 第 1 項の読み替え 公共工事について、建設業者は下請契約を締結したときは、・・・施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

施工体制台帳上の下請負人の判断について

事例	処理方法	
	施工体制台帳等の記載の有無 { 下請負人に関する事項、再下請通知書、下請負契約書写、 施工体系図、下請負人通知書を含む }	主任（監理）技術者の配置の有無
交通誘導警備員 ガードマン	本来、警備会社との契約は建設工事の請負契約には該当しない。 ただし、県としては、これらの業務は建設工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のもと行われるものであるため、県工事では、台帳記載、契約書写しの添付は必要と考える。 国土交通省通達（H13.3.30 付）により、国土交通省直轄工事においては一次下請の警備会社名、現場責任者名の台帳記載を求めている。	建設工事に該当しないため、技術者の配置不要。
産業廃棄物 処理業者	本来、産業廃棄物処理業者との契約は建設工事の請負契約には該当しない。 ただし、県としては、産業廃棄物処理委託も契約書の提出を義務付けていること、これらの業務は建設工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のもと行われるものであるため、県工事では、台帳記載、契約書写しの添付は必要と考える。	建設工事に該当しないため、技術者の配置不要。
ダンプ運搬 (1人親方の ダンプ運転手)	①個人事業主として建設会社と契約する場合は、請負契約に該当するため、台帳記載を必要とする。	
	②建設会社に車持ちで勤務し、建設会社との間に実質的な雇用関係（臨時雇用など）がある場合、請負契約に該当せず、台帳記載は不要。	運搬を業とするため、技術者の配置不要。

施工体制台帳上の下請負人の判断について

事例	処理方法											
	〔 施工体制台帳の記載の有無 下請負人に関する事項、再下請通知書、下請負契約書写、 施工体系図、下請負人通知書を含む 〕	主任（監理）技術者の配置の有無										
1 日で完了する請負契約、小額な作業・雑工の請負契約	業者間の契約が建設工事である場合は、請負契約に該当するため、台帳記載を必要とする。	<table><tr><td></td><td>建設業許可有り</td><td>建設業許可無し</td></tr><tr><td>請負金額 500 万円以上 (建築一式工事は 1,500 万円以上)</td><td>技術者の 配置必要</td><td></td></tr><tr><td>請負金額 500 万円未満 (建築一式工事は 1,500 万円未満)</td><td>技術者の 配置必要</td><td>技術者の 配置不要</td></tr></table>			建設業許可有り	建設業許可無し	請負金額 500 万円以上 (建築一式工事は 1,500 万円以上)	技術者の 配置必要		請負金額 500 万円未満 (建築一式工事は 1,500 万円未満)	技術者の 配置必要	技術者の 配置不要
	建設業許可有り	建設業許可無し										
請負金額 500 万円以上 (建築一式工事は 1,500 万円以上)	技術者の 配置必要											
請負金額 500 万円未満 (建築一式工事は 1,500 万円未満)	技術者の 配置必要	技術者の 配置不要										
クレーン作業、コンクリートポンプ打設等、日々の単価契約で行っている場合	日々の単価契約で行っている場合でも、建設工事の請負契約に該当すると考えられる。 従って、台帳記載を必要とする。											
クレーン等の重機オペレータを機械と一緒にリース会社から借上げる場合	機械と一緒にリース会社から派遣されたオペレータを建設業務につかせることは、労働者派遣事業法に抵触するので、リース契約ではなく建設工事の請負契約とすることが必要となる。 従って、台帳記載を必要とする。 なお、請負金額が 500 万円以上の場合には、リース会社であっても建設業の許可を必要とする。											
測量・各種試験の委託契約	建設工事に該当しないため、施工体制台帳の記載は不要	不要										

施工体制台帳様式例－1、記入例

〇〇年〇〇月〇〇日

下請負業者の皆さんへ

【元請負業者】

会社名 日本建設㈱

事業所名 〇〇橋工事事務所

施工体制台帳作成建設工事の通知

当工事は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 24 条の 7 に基づく 施工体制台帳の作成を要する建設工事です。

この建設工事に従事する下請負業者の方は、一次、二次等の層次を問わず、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、速やかに次の手続を実施してください。

なお、一度提出していただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して再提出しなければなりません。

① 再下請負通知書の提出

建設業法第 24 条の 7 第 2 項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 14 条の 4 に規定する再下請負通知書により、自社の建設業登録や主任技術者等の選任状況及び再下請負契約がある場合はその状況を、直近上位の注文書を通じて元請負業者に報告されるようお願いします。

一次下請負業者の方は、後次の下請負業者から提出される再下請負通知をとりまとめ、下請負業者編成表とともに提出してください。

② 再下請負業者に対する通知

他に下請負を行わせる場合は、この書面を複写し交付して、もしさらに他の者に工事を請け負わせたいときは、「再下請負通知書」を提出するとともに、関係する後次の下請負業者に対してこの書面の写しの交付が必要である旨を伝えなければなりません。

なお、当工事の概要は次のとおりですが、不明の点は下記の担当者に照会ください。

元請負者	日本建設㈱		
発注者名	長野県〇〇建設事務所長信州太郎 TEL00-0000		
工事名	平成 24 年度国補〇〇橋 橋梁整備工事		
監督員名 (元請負者)	建設業法第 19 の 2 第 2 項 の監督員を設けた場合	権限 及び 意見申出方法	左記の監督員の与えた権 限にその権限を記入する
提出先	日本建設㈱〇〇橋作業所 TEL00-0000		
現場代理人	〇〇〇〇	監理・主任技術者	〇〇〇〇

施工体制台帳様式例-2（記入例）

施 工 体 制 台 帳

平成 26 年 6 月 1 日
(提出日)

〔会社名〕 日本建設㈱
〔事業所名〕 ○○橋工事事務所

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	土木工事業	大臣 特定 知事 一般	第○○○号	平成○年○月○日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 99999 号	年 月 日

工事名称及び工事内容	平成 26 年度国補橋梁整備工事 ○○橋下部工事橋台 2 基橋脚 1 基		
発注者及び住所	〒380-8570 長野市長野 1-1-1 長野県○○建設事務所長 信州一郎		
工 期	自 平成 26 年 8 月 2 日 至 平成 27 年 3 月 30 日	契約日	平成 26 年 10 月 2 日

契 約 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約	日本建設㈱	長野市長野 0-0-0
	下請契約	〃 長野営業所	長野市長野 10-10-10

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約	日本建設(株)	○○-○○2345	○○-○○12345	○○○○○○○○○○ ○-○○○
		下請契約	〃 長野営業所	同上	同上	同上

発注者の監督員名	○○建設事務所 主任 信州太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
----------	--------------------	------------	-----------

監督員名	日本建設長野営業所 主任 長野一郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
現 場 代 理 人	長野二郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
監理・主任 技術者名	専 任 非専任 長野三郎	資格内容	建設業「技術検定」 1 級土木施工管理技士
専 門 技術者名		専 門 技術者名	
資 格 内 容		資 格 内 容	
担 当 工事内容		担 当 工事内容	

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

○記入要領

- 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載のある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 2 監理（主任）技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 3 専門技術者には、土木一式・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
- 4 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
 - ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
 - ② 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。
 - ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
- 5 外国人建設就労者等の従事の状況の記入要領は次の通り。
 - ① 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（「外国人技能実習生」という。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
 - ② 同法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの（「外国人建設就労者」という。）が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

施工体制台帳様式例-3（記入例）

《下請負人に関する事項》

※下請負人毎に元請人が作成する

会社名	松本建設(株)	代表者名	松本 一郎
住所 電話番号	〒380 松本市松本 1-1-1 (Tel 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)		
工事名称 及び 工事内容	〇〇橋下部工事（コンクリート工、型枠工、足場工）		
工期	自 平成 26 年 10 月 1 日 至 平成 27 年 2 月 20 日	契約日	平成 26 年 9 月 1 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可	(更新)年月日
	とび・土工 工事業	大臣 特定 第〇〇〇号 知事 一般		平成〇年〇月〇 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般		年 月 日

健康保険 等の 加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所整理 記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		松本建設(株)		〇〇-〇〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇-〇〇〇	

現場代理人	松本 二郎
権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり
※主任技術者名	専 任 非専任 松本 三郎
資格内容	2級土木施工管理技士

安全衛生責任者名	松本二郎
安全衛生推進者名	松本二郎
雇用管理責任者名	総務部長松本四郎
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

○記入要領

- 1 主任技術者の配置状況について専任・非専任のいずれかに○印を付すこと。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事をするために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は、適宜、欄を設けて全員を記載する。
- 3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
 - ①経験年数による場合
 - 1) 大学卒〔指定学科〕3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒〔指定学科〕5年以上の実務経験
 - 3) その他
 - ②資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建設業法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」
- 4 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
 - ① 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。(様式例-2を参照)
 - ② 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
 - ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
- 5 外国人建設就労者等の従事の状況の記入要領は、施工体制台帳様式例-2の記入要領と同様。

※一次下請負人毎に作成する。
※二次以降の下請負人は、再下請負通知書で代えることができる。
※下請負契約書の写しを添付する。

施工体制台帳様式例－４（記入例）

様式は、県技術管理室ホームページ
長野県工事関係書類ダウンロード一覧
No25 再下請通知書様式例-4 にデータあり

《再下請通知書》

再下請負者及び再下請負業契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名	飯島建工(株)	代表者名	〇〇 〇〇
-------	---------	------	-------

住 所	〒380 飯島町飯島〇〇〇		
電話番号	(Tel 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)		
工事名称 及 び 工事内容	コンクリート工事		
工 期	自 平成 26 年 11 月 1 日 至 平成 27 年 1 月 31 日	契約日	平成 26 年 9 月 20 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可	(更新)年月日
	とび・土工 工事業	大臣 特定 知事 一般	第〇〇〇号	平成〇年〇月〇日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険 等の 加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所整 理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		☆工務店(有)		〇〇-〇〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 -〇〇〇	

現場代理人	飯島七郎
権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり
※主任技術者名	専 任 非専任 飯島四郎
資格内容	2級土木施工管理技士

安全衛生責任者名	飯島七郎
安全衛生推進者名	飯島七郎
雇用管理責任者名	総務部長〇〇〇
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

○記入要領は、施工体制台帳様式例－３の記入要領と同様。

施工体制台帳記載例

平成27年4月1日以降に契約した建設工事から

施工体制台帳を作成又は変更した日付 平成27年 4月 9日

作成建設業者の商号名称

この工事を担当する事業所名

作成建設業者が受けている許可を全て記入(業種は略称でも可)

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

発注者と契約を締結した作成建設業者の営業所

一次下請と契約を締結した作成建設業者の営業所

元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入

事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

発注者が置いた監督員の氏名(※)

一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合その氏名(※)

作成建設業者が現場代理人を置いた場合その氏名(※)

作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者について専任か非専任の該当する方に○印

作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者の氏名

専門技術者が担当する工事の具体的内容(※)

施工体制台帳を作成又は変更した日付

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された契約日

下請負人の受けている許可のうち、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

建設業の許可	許可業種	工事業	許可番号	許可(更新)年月日
建設業の許可	土、建、電、管、鋼、ほ、しゅ	工事業	大臣(特定)知事 一般 第99999号	平成25年 1月 10日
	電気通信	工事業	大臣(特定)知事 一般 第99999号	平成25年 1月 10日

工事名称及び工事内容	発注者名及び住所	工期	契約日
〇〇ビル新築工事 / 建築一式(地上6階、地下1階 延床面積 9,600㎡)	△△商事株式会社 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町1-1	自 平成27年 4月 6日 至 平成28年 3月 31日	平成27年 4月 5日

契約	区分	名称	住所
営業所	元請契約	本 社	××県××市××町123-4
	下請契約	☆ ☆ 支 店	〇〇県☆☆市☆☆111

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
事業所整理記号等	元請契約	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
	下請契約	〇〇支店	〇〇支店	〇〇支店	〇〇支店	〇〇支店	〇〇支店

発注者の監督員名	注文 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
監督員名	谷小 二郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
現場代理人名	谷小 二郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
主任技術者名又は監理技術者名	谷小 二郎	資格内容	一級建築施工管理技士
専門技術者名	原山 太郎	専門技術者名	作成建設業者が専門技術者を置いた場合その氏名(※)
資格内容	実務経験(10年・管)	資格内容	
担当工事内容	冷暖房設備工事、給排水施設工事	担当工事内容	
外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無

1. 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在籍資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

2. 同法別表第一の五の表の上欄の在籍資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」という。)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

施工体制台帳の添付書類

- 作成建設業者が請負った建設工事の契約書の写し
- 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し
- 主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面(監理技術者を専任の要する工事に配置する場合には監理技術者資格者証の写し)
- 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面(健康保険等の写し)
- 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面

適用されます。

下請負人の商号名称

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

《下請負人に関する事項》

会社名	福川工業株式会社	代表者名	福川 吾一
住所	〒000-0000 〇〇県☆☆市△△町12-34		
工事名称及び工事内容	〇〇ビル新築工事 / 構内電気設備工事、照明設備工事		
工期	自 平成27年 4月 8日 至 平成28年 1月 31日	契約日	平成27年 4月 7日

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

建設業の許可	施工に必要な許可業種	電気	工事業	許可番号	大臣（特定） 知事 一般 大臣 特定 知事 一般	第123456号	許可（更新）年月日	平成26年 2月 28日
						第 号		年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入	未加入	加入	未加入
	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
事業所整理記号等	〇〇営業所	健康保険 2222	厚生年金保険 22222222	雇用保険 2222-222222-2

請負契約に係る営業所の名称を記入

現場代理人名	福川 四郎
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
主任技術者名	（印） 金山 次郎
資格内容	第二種電気工事士

安全衛生責任者名	福川 四郎
安全衛生推進者名	福川 四郎
雇用管理責任者名	尾島 五郎
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

下請負人が置いた安全衛生責任者名（*）

下請負人が置いた安全衛生推進者名（*）

下請負人が置いた雇用管理責任者名（*）

下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名（*）

専門技術者が担当する工事の具体的内容（*）

下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名（*）

外国人建設就労者の従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の従事状況（有無）	有 無
-------------------	-----	-------------------	-----

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印（*）

（主任・専門）技術者の資格を具体的に記入例）第一種電気工事士
実務経験（指定学科3年・電気通信）
実務経験（10年・機械器具設置）

事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

主任技術者又は監理技術者の資格を具体的に記入
例）一級土木施工管理技士
指導監督の実務経験（電気通信）
国土交通大臣特別認定（建築）

専門技術者の資格を具体的に記入（*）
例）第一種電気工事士
実務経験（指定学科3年・電気通信）
実務経験（10年・機械器具設置）

注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に（*）印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

出展：国土交通省 九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課

建政部HP 「施工体制台帳の作成のポイント」より

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/pdf/150330sekoutaisei.pdf>

再下請負通知書記載例

平成27年4月1日以降に契約した建設工事

【浪本鉄筋工業（有）（再下請負通知人）が山倉土木（株）（再下請負人）との下請契約の内容を報告する場合】

再下請負通知書を作成又は変更した日付

平成27年 4月 18日

再下請負通知書

再下請負通知人が請負った建設工事の注文者の商号名称	直近上位注文者名	橋本産業(株)	【報告下請負業者】	〒000-0000	住所	××県××郡××村123
再下請負通知人の商号名称	元請名称	谷小建設(株)	会社名	浪本鉄筋工業(有)		
再下請負通知人が請負った建設工事の作成建設業者の商号名称	代表者名	浪本 太郎	再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期			
再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容	《自社に関する事項》		再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日			
再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工期	工事名称及び工事内容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋工		再下請負人の受けている許可のうち、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可		
再下請負通知人が受けている許可のうち、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可	工 期	自 平成27年 4月10日 至 平成28年 3月20日	注文者との契約日	平成27年 4月 9日		
請負契約に係る営業所の名称を記入	建設業の許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年月日		
事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記入 一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入	健康保険等の加入状況	鉄筋 工事業	大臣 特定 知事 一般 第654321号	平成25年10月5日		
		工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日		
再下請負人を監督するため下請負通知人が監督員を置いた場合その氏名(※)	健康保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
再下請負通知人が現場代理人を置いた場合その氏名(※)	加入	未加入	加入	未加入		
再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印(※)	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外		
主任技術者の資格を具体的に記入	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	〇〇営業所	ZZZZ	ZZZZZZZZ	ZZZZ-ZZZZZZ-Z		
再下請負通知書の添付書類 再下請負通知人と再下請負人が締結した契約書の写し	監督員名	権限及び意見申出方法	安全衛生責任者名	松田 一郎		
	現場代理人名	松田 一郎	安全衛生推進者名	松田 一郎		
専門技術者の資格を具体的に記入(※) 例) 第一種電気工事士 実務経験(指定学科3年・電気通信) 実務経験(10年・機械器具設置)	権限及び意見申出方法	基本契約約款記載のとおり	雇用管理責任者名	浪本 四郎		
	主任技術者名	専任 松田 一郎	専門技術者名	再下請負通知人が置いた雇用管理責任者名(※)		
	資格内容	二級土木施工管理技士(土木)	資格内容	専門技術者が担当する工事の具体的内容(※)		
	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無		

1. 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
2. 外国人建設就労者が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

から適用されます。

再下請負人の商号名称

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係

会社名	山倉土木株式会社	代表者名	山倉 華子
住所	〒000-0000 ××県××都△△町987		
工事名称及び工事内容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋設置時の重量物搬運搬配置工事		
工期	自 平成27年 4月 17日 至 平成28年 1月 10日	契約日	平成27年 4月 16日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	とび・土工 工事業 大臣 特定 知事 一般	第987654号	平成26年11月11日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	〇〇営業所	2222	2222-22222-2

現場代理人名	山倉 三郎	安全衛生責任者名	山倉 三郎
権限及び意見申出方法	基本契約約款のとおり	安全衛生推進者名	山倉 三郎
主任技術者名	専任 山倉 三郎 非専任	雇用管理責任者名	山倉 華子
資格内容	実務経験(指定学科5年・とび土工)	専門技術者名	

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印(※)	再下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名(※)	資格内容	担当工事内容

外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
-------------------	-----	-------------------	-----

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

再下請負通知人が置いた安全衛生(責任・推進)者名(※)

再下請負通知人が専門技術者を置いた場合その氏名(※)

- 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 外国人建設就労者が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に(※)印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

出展：国土交通省 九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課

建政部HP 「施工体制台帳の作成のポイント」より

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/pdf/150330sekoutaisei.pdf>

施工体系図記載例

工事作業所災害防止

作成建設業者の商号名称

一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合その氏名(※)

作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者の氏名

作成建設業者が専門技術者を置いた場合その氏名(※)

作成建設業者が置いた専門技術者が担当する工事の具体的内容(※)

作成建設業者が統括安全衛生責任者を置いた場合その氏名(※)

発注者名	△△商事株式会社
工事名称	〇〇ビル新築工事

元請名	谷小建設(株)
監督員名	谷小 二郎
監理技術者名	谷小 二郎
専門技術者名	原山 太郎
担当工事内容	冷暖房設備工事 給排水設備工事
専門技術者名	
担当工事内容	

会長	統括安全衛生責任者 谷小 二郎
副会長	永竹 太郎

工期

自 27年 4 月 6 日
至 28年 3 月 31 日

作成建設業者が元方安全衛生管理者を置いた場合その氏名(※)

元方安全衛生管理者
古川 五郎

下請負人が請負った建設工事の具体的内容

下請負人の商号名称

下請負人が安全衛生責任者を置いた場合その氏名(※)

下請負人が置いた主任技術者の氏名

下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名(※)

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

下請負人が置いた専門技術者が担当する工事の具体的内容(※)

社内電気設備・照明設備工事

会社名	福川工業(株)
安全衛生責任者	福川 四郎
主任技術者	金山 次郎
専門技術者	
担当工事内容	
工期	27年 4 月 8 日～28年 1 月 31 日

仮設工・鉄骨工・足場工事

会社名	橋末産業(株)
安全衛生責任者	武田 四郎
主任技術者	橋末 次郎
専門技術者	
担当工事内容	
工期	27年 4 月 8 日～28年 3 月 22 日

工事

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日

工事

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日

注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 部分(※)は建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に(※)印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に係る部分は記載不要です。

協議会兼施工体系図

作成建設業者が免注者と締結した契約書に記載された工期

照明設備	会社名	山賀電気(有)	工事	会社名		工事	会社名	
	安全衛生責任者	山賀 太郎		安全衛生責任者			安全衛生責任者	
	主任技術者	山賀 太郎		主任技術者			主任技術者	
	専門技術者			専門技術者			専門技術者	
	担当工事内容			担当工事内容			担当工事内容	
工期	27年 4 月12日～28年 2 月 1 日		工期	年 月 日～ 年 月 日		工期	年 月 日～ 年 月 日	
鉄筋工	会社名	浪本鉄筋工業(有)	鉄の筋 揚設置 運搬の 配重 置物 工事	会社名	山倉土木(株)	工事	会社名	
	安全衛生責任者	松田 一郎		安全衛生責任者	山倉 三郎		安全衛生責任者	
	主任技術者	松田 一郎		主任技術者	山倉 三郎		主任技術者	
	専門技術者			専門技術者			専門技術者	
	担当工事内容			担当工事内容			担当工事内容	
工期	27年 4 月10日～28年 3 月20日		工期	27年 4 月17日～28年 1 月10日		工期	年 月 日～ 年 月 日	
型枠工	会社名	木村工務店(株)	工事	会社名		工事	会社名	
	安全衛生責任者	木村 賢悟		安全衛生責任者			安全衛生責任者	
	主任技術者	木村 賢悟		主任技術者			主任技術者	
	専門技術者			専門技術者			専門技術者	
	担当工事内容			担当工事内容			担当工事内容	
工期	27年 4 月10日～27年 7 月10日		工期	年 月 日～ 年 月 日		工期	年 月 日～ 年 月 日	
工事	会社名		工事	会社名		工事	会社名	
	安全衛生責任者			安全衛生責任者			安全衛生責任者	
	主任技術者			主任技術者			主任技術者	
	専門技術者			専門技術者			専門技術者	
	担当工事内容			担当工事内容			担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日		工期	年 月 日～ 年 月 日		工期	年 月 日～ 年 月 日	

出展：国土交通省 九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課

建政部HP 「施工体制台帳の作成のポイント」より

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/pdf/150330sekoutaisei.pdf>

(4) 施工体制台帳等の保管と修正(変更)

- 1) 施工体制台帳等を作成した建設業者は、常に現場に施工体制台帳を備え付け、施工体系図については工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲示しなくてはならない。(適正法第13条第3項)
- 2) 施工体制台帳等を作成した建設業者は、内容に変更があった場合はすみやかに次の措置をとる。
 - ① 施工体制台帳、施工体系図を修正し、発注者へ提出する。
 - ② 施工体系図は、掲示し直す。

なお、内容変更とは「変更契約」に限らず、施工体制が変更されたその都度をいう。

- 3) 当初に下請負契約の総額が3,000万円(建築1式では4,500万円)に満たないとして「主任技術者」の資格で施工していた工事で、下請負の総額がその額を超えた場合には、すみやかに次の措置をする。
 - ① コリンズ登録内容の変更登録
 - ② 施工体制台帳、施工体系図の提出
 - ③ 施工体系図の掲示

(5) 施工体制台帳等による社会保険未加入対策

建設業者の社会保険未加入対策については、従来から建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から取り組んできたところですが、社会保険に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることを通じて、公正で健全な競争環境を構築する観点から、次のとおり社会保険未加入者への指導を行う。

- 1) 発注機関は、下請代金の総額が3千万円(建築一式は4千5百万円)以上の工事で、一次下請業者が、社会保険に加入していない事を確認した場合、建設事務所建設業許可担当及び技術管理室へ報告し(様式1)、報告を受けた建設事務所建設業許可担当者は、該当する建設業者に対して、加入指導を行う。

なお、大臣許可の場合は、国土交通省が加入指導を行うため、建設事務所建設業担当者は、発注機関からの報告の写しを、建設政策課建設業係へ送付する。
- 2) 発注機関は、元請業者が提出する施工体制台帳で、下請業者が社会保険未加入であることを確認した場合は、元請業者に対して、工事打合せ簿で、下請業者への加入指導を行うことを求めるとともに、技術管理室入札契約班へ報告する(様式1)。

ただし、次に該当する場合は、社会保険加入適用除外であるので留意すること。

- 1 雇用保険
労働者が1人も雇用されていない場合又は常勤役員のみ会社
- 2 健康保険及び厚生年金保険
従業員4人以下の個人事業所(法人は加入義務があります)
建設業関係の国民健康保険組合に事業所単位で加入している場合(健康保険の場合のみ)

(様式1)

事務連絡
平成 年 (年) 月 日

建設事務所建設業許可担当
技術管理室入札契約班副主任専門指導員 様

工事事務担当係長
工事担当係長

社会保険未加入の建設業者について

標記について下記のとおり社会保険未加入を確認した書類の写しを添えて報告します。

記

- 1 発注機関名
- 2 工事名
- 3 社会保険未加入業者
許可番号
業者名
所在地
電話番号
- 4 別添
確認した書類の写し(経営事項審査等)(工事打合せ簿、施工体系図、施工体制台帳の写し)

担当者所属、氏名、連絡先等

5 一括下請負の禁止

(1) 一括下請負の禁止

① 法律による全面禁止

建設業法第22条第1項では、「建設業者は、請け負った建設工事を如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。」とし、同条第3項であらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は適用しないとされてきたが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「適正化法」という。)第14条の規定により、公共工事においては一括下請負は全面禁止とされている。

② 一括下請負が禁止される理由は

- ・ 請負契約の当事者である当該建設業者に寄せた信頼を裏切る
- ・ 中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、施工の責任の不明確化が生じるなど

(2) 一括下請負の認定

工事を請け負った建設業者は、工事の完成について誠実に履行することが求められ、一括下請負であるかは以下により認定されます。

(平成13年5月1日13監第68号通知「施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底について」参考)

① 実質的に関与している場合を除き、一括下請負に該当する場合

- ・ 請け負った工事の全部又は、その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- ・ 請け負った工事の一部分であっても、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

② 実質的に関与とは

元請負人が自ら総合的に企画、調整、指導などを行うことをさす。

(施工計画の企画、策定や工程、安全、品質などの施工管理の実施、下請負人に対する指導や施工調整、地元などの対外調整などを行うことをさし、単に技術者を置くだけでは該当しない)

③ 認定の実施

- ・ 請け負った建設工事1件ごとに行い、1件の範囲は契約単位とする。
- ・ 下請業者間にも適用される。

(3) 一括下請負禁止違反に対する監督処分

一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては、建設業法に基づく監督処分等により厳正に対処することとなり、再発防止を図る観点から、営業停止処分等が行われます。

○施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について(通知)

平成 13 年 5 月 1 日 13 監第 68 号
土木部長通知 発注機関の長あて

施工体制の適正化等については、かねてからその徹底をお願いしているところですが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号)の施行及び「建設業法施行規則の一部を改正する省令」(平成 13 年 3 月 30 日省令第 76 号)による施行体制台帳の拡充に伴い、国土交通省総合政策局長及び同局建設業課長から別添写のとおり通知がありました。

つきましては、これらの通知の趣旨を踏まえ、施行体制台帳の活用等により、適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除の徹底等について、適切な対応をお願いします。

なお、市町村長及び建設業者団体の長には別途通知しましたので申し添えます。

(参考)

国総建第 80 号
平成 13 年 3 月 30 日

都道府県知事殿

国土交通省総合政策局長
施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について

一括下請負等不正行為の排除については、従来よりその徹底に務めてきたところではありますが、依然として不適切な事例が多く見られ、公共工事におけるこれら不正行為の排除の徹底と適正な施工の確保がより一層求められています。

このため、先の臨時会(第 150 回国会)において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号)が制定され、同法に基づき、平成 13 年 4 月 1 日から、公共工事について、一括下請負が全面的に禁止されるほか、施工体制台帳の写しの発注者への提出の義務付け措置等が講じられるとともに、「建設業法施行規則の一部を改正する省令」(平成 13 年 3 月 30 日第 76 号)により、平成 13 年 10 月 1 日から、公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとされ、施工体制台帳の拡充が図られることとなったところであります。

ついては、下記の点に留意し、拡充された施工体制台帳の活用等を通じ、適正な施工の確保と一括下請負等不正行為の排除の徹底等により一層努められるとともに、貴都道府県内の市区町村当為に対しても、その旨周知方お願いします。

また、これらの措置に伴い、「一括下請負の禁止について」(平成 4 年 12 月 17 日付け建設省経建発第 379 号)を別紙のとおり改正することとしたので、併せて周知、指導方お願いします。

記

- 1 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、建設業者から提出される施行体制台帳の活用等により、適切に現場施工体制の点検等に努めること。
- 2 一括下請負等建設業法等に違反すると疑うに足る事実がある場合には、建設業法担当部局に通知する等相互の適切な連携に努めるとともに、厳正に対処すること。
- 3 公共工事に係る施工体制台帳の拡充に関する措置は、発注者による施工体制台帳の活用による現場施工体制の点検等を通じ、適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除の徹底等を図るためのものであり、この趣旨を踏まえ、その適切な活用を図ること。

また、契約書類のうち請負金額等については、一般的には、行政機関の保有する情報の公

開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)第 5 条の不開示情報(同条第 2 号イの「競争上の地位を害するおそれのある情報」)として取り扱われるものであるが、入札監視委員会等の第三者機関において施工体制台帳を提示するなど透明性の確保に留意すること。

- 4 施工体制台帳の活用による点検等を通じ、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請負人に対して適切な指導を行うこと。また、施工体制台帳の活用にあたっては、着工時点で必ずしも全ての下請契約が締結されているものではないこと等効率的施工のための現場実態等にも十分配慮し、元請負人に過度の負担にならないよう留意すること。
- 5 発注者支援データベースの活用等により主任技術者又は監理技術者の適正な配置の徹底に努めること。
- 6 一括請負の禁止に違反した建設業者に対しては、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から、原則として営業停止処分により厳正に対処するとともに、一括下請負を行った建設業者については、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高から当該工事に係る金額を除外するものとする。

[別添]

一括下請負の禁止について

1 一括下請負の禁止

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、禁止されています。

(参考)建設業法

第 22 条 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前 2 項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

- (1) 建設工事の発注者が受注者となる建設業者を選定するにあたっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価をするものであり、発注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。
- (2) また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。
- (3) このため、建設業法第 22 条は、事前に発注者の書面による承諾を得た場合を除き、如何なる方法をもってするを問わず、建設業者が発注した建設工事を一括して他人に請け負わせること(同条第 1 項)、及び建設業を営む者が他の建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負うこと(同条第 2 項)を禁止しています。
また、民間工事については事前に発注者の書面による承諾を得た場合は適用除外となります(同条第 3 項)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)の適用対象となる公共工事(以下単に「公共工事」という。)については建設業法第 22 条 3 項は適用されず、全面的に禁止されています。
同条第 1 項の「如何なる方法をもってするを問わず」とは、契約を分割したり、あるいは他人の名義を用いるなどのことが行われていても、その実態が一括下請負に該当するものは一切禁止するということです。

また、一括下請負により仮に発注者が期待したものと同程度又はそれ以上の良質な建設生産物ができたとしても、発注者の信頼を裏切ることには変わりはないため、建設業法第22条違反となります。なお、同条第2項の禁止の対象となるのは、「建設業を営む者」であり、建設業の許可を受けていない者も対象となります。

(注) この指針において、「発注者」とは建設工事の最初の注文者をいい、「元請負人」とは下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは下請契約における請負人をいいます。

2 一括下請負とは

- (1) 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、次のような場合は、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当します。

- ① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- ② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

- (2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導(施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用(資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等)を行うことをいいます。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないこととなりますので注意してください。

なお、公共工事の発注者においては、施工力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められることから、建設業法担当部局においても公共工事の発注者と連携して厳正に対応することとしています。

- (3) 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行い、建設工事一件の範囲は、原則として請負契約単位で判断されます。

(注1) 「その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、下請負に付された工事の質及び量を勘案して個別の工事ごとに判断しなければなりません。例えば、本体工事のすべてを一業者に下請負させ、附帯工事のみを自ら又は他の下請負人が施工する場合や、本体工事の大部分を一業者に下請負させ、本体工事のうち主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合などが典型的なものです。

(具体的事例)

- ① 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合
- ② 住宅の新築工事において、建具工事以外のすべての工事を1社に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

- (注2) 「請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、次の(具体的事例)の①及び②のような場合をいいます。

(具体的事例)

- ① 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうちの1戸の工事を1社に下請負させる場合
- ② 道路改修工事2キロメートルを請け負い、そのうちの500メートル分について施工

技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その工事を1社に下請負させる場合

3 一括下請負に対する発注者の承諾

元請負人があらかじめ発注者から一括下請負に付することについて書面による承諾を得ている場合は、一括下請負の禁止の例外とされていますが、次のことに注意してください。

① 建設工事の最初の注文者である発注者の承諾が必要です。発注者の承諾は、一括下請負に付する以前に書面により受けなければなりません。

② 発注者の承諾を受けなければならない者は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせようとする元請負人です。

したがって、下請負人が請け負った工事を一括して再下請負に付そうとする場合にも、発注者の書面による承諾を受けなければなりません。当該下請負人に工事を注文した元請負人の承諾ではないことに注意してください。

4 一括下請負禁止違反の建設業者に対する監督処分

受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては建設業法に基づく監督処分等により、厳正に対処することとしています。

また、公共工事については一括下請負と疑うに足る事実があった場合、発注者は、当該工事の発注者である建設業者が建設業許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する道府県知事に対しその事実を通知することとされ建設業法担当部局と発注者とが連携して厳正に対処することとしています。

監督処分については、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から原則として営業停止の処分が行われることになります。

なお一括下請負を行った建設業者は当該工事を実質的に行っていると認められないため経営事項審査における完成工事高に当該工事に係る金額を含む一とは認められません。

(参考)

○一括下請負に関するQ&A

Q1 施主から 500 万円で地盤改良工事を請け負いましたが、都合により自ら施工することができなくなったため、利益はもちろん経費も一切差し引かずに、A社に 500 万円でこの工事の全部を下請負させました。この場合でも建設業法第 22 条に違反することになるのですか。

A 建設業法が一括下請負を禁止しているのは、発注者は契約の相手方である建設業者の施工能力等を信頼して契約を締結するものであり、当該契約に係る建設工事を実質的に下請負人に施工させることはこの信頼関係を損なうことになることから、発注者保護という観点からこれを禁止しているのであって、中間搾取の有無は一括下請負であるか否かの判断においては考慮されません。

したがって、本件のように請け負った建設工事をそっくりそのまま下請負させれば、元請負人が一切利潤を得ていなくても一括下請負に該当します。

Q2 小学校の増築工事を請け負い、当該工事の主たる部分である基礎工事、躯体工事、仕上工事及び設備工事を1社に下請負させました。一応現場には当社の技術者を置いているのですが、この場合でも建設業法第 22 条に違反することになるのですか。

A 請け負った建設工事の主たる部分を一括して下請負させる場合であっても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導を行い、当該下請負させた部分の施工につき実質的に関与していれば、一括下請負には該当しません。しかし、単に現場に技術者を置いているというだけでは「実質的に関与」しているとはいえません。「実質的に関与」しているとの判断がされるためには、施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等を実際に行っていることが必要です。

Q3 A市の公民館の新築工事を落札・契約し、当該工事のうち基礎工事と躯体工事について下請契約をB社と締結しました。三ヶ月後、この公民館の外構工事の入札が実施され、これを落札・契約しましたが、当該外構工事については公民館の本体工事と施工場所も同一で、工期も一部重なっていることから、本体工事と一体として施工することとし、当該外構工事についてB社と追加変更契約を締結したところ、発注者であるA市から外構工事については一括下請負に該当すると指摘されました。この場合は本当に一括下請負になるのでしょうか。

A 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行うものであり、建設工事1件の範囲は原則として請負契約単位で判断することとなっています。

本件の場合、外構工事が本体工事とは別に入札・発注されていることから、たとえ外構工事が本体工事と施工場所も同一で工期も一部重なっていたとしても、本体工事と外構工事を取りまとめて1件の建設工事として扱うことはできません。したがって、この外構工事全部をB社に下請負させるとすれば、一括下請負に該当することとなります。

Q4 道路改修工事に関して、その工事の全部をA社1社に下請負させましたが、工事に必要な資材を元請負人としてA社に提供しています。この場合も一括下請負になるのでしょうか。

A 適正な品質の資材を調達することは、施工管理の一環である品質管理の一つではありますが、これだけを行っても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導をし、その施工に実質的に関与しているとはいえず、一括下請負に該当することになります。

Q5 一括下請負の禁止は元請負人だけでなく下請負人にも及ぶということですが、下請負人には一括下請負に該当するか、元請負人が「実質的に関与」しているかどうかがよく分からないこともあるのではないですか。

A 発注者保護という一括下請負禁止規定の趣旨からは、直接契約関係にある元請負人の責任がまず問われるべきであり、また、特に公共発注者においては、施工力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められると考えられますが、下請負人においても、工事の施工に係る自己の責任の範囲及び元請の監理技術者又は主任技術者による指導監督系統を正確に把握することにより、漫然と一括下請負違反に陥ることのないように注意する必要があります。

そもそも誰が元請負人における当該工事の施工の責任者であるのか分からない状態で下請負人の施工が適切に行われることは考えられず、瑕疵が発生した場合の責任の所在も不明確となります。したがって、下請負人にとって元請負人の適格な技術者が配置されていると信じるに足る特段の事由があり事後に適格性がないことが判明した等やむをえない事

情がない限り、元請負人において適格な技術者が配置されず、実質的に関与しているといえない場合には、原則として、下請負人も建設業法に基づく監督処分等の対象となります。

Q6 A市から電線共同溝工事を請け負い、電線共同溝の本体工事をB社に下請負させ、その他の信号移設工事や植栽・移植工事等はそれぞれ他の建設業者に下請負させています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 複数の建設業者と下請契約を結んでいた場合であっても、その建設工事の主たる部分について一括して請け負わせている場合は、元請負人が実質的に関与している場合を除き、一括下請負となります。

本件のような場合には、実質的な関与の内容について精査が必要と考えられます。

Q7 A県からトンネル工事を請け負い、工事の全体の施工管理を行っていますが、工事が大規模であり、必要な技術者もあいにく十分に確保することができなかったので、1次下請負人にも施工管理の一部を担ってもらっています。主たる工事の実際の施工は2次以下の下請負人が行っています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 元請負人も1次下請負人も自らは施工を行わず、共に施工管理のみを行っている場合、実質関与についての元請負人と1次下請負人それぞれどのような役割を果たしているかが問題となり、その内容如何によって、その両者又はいずれかが、一括下請負になります。特に、元請負人と1次下請負人が同規模・同業種であるような場合には、相互の役割分担等について合理的な説明が困難なケースが多いと考えられます。

Q8 A県から橋梁工事を受注しましたが、隣接工区で実際に施工を行っている建設業者に、施工の効率化の観点からも有効と考え、工事の大部分を下請負させました。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 自らが請け負った建設工事の主たる部分を一括して他人に請け負わせた場合には、実質的な関与をしている場合を除き、一括下請負に該当します。本件のケースのような場合には、下請負人が隣接工区を含め、一体的に施工し、工事全体にわたって主体的な役割を果たしているケースが多いと考えられ、元請負人の実質的な関与について疑義が生じるケースであると考えます。

Q9 地盤改良整備を含む道路改良工事を請け負いましたが、当該地盤改良には、特別な工法が要求されるため、地盤改良技術を持つ子会社に実際の工事を行わせました。このような分社化は経営効率化の要請によるものであり、また、子会社とは連結関係にあることから一括下請負に該当しないと考えますが如何でしょうか。

A 連結関係の子会社であるとしても、実際の工事を一括して他社に行わせた場合、別々の子会社である以上、一括下請負に当たります。このように親会社が自ら実質的な業務を行わない場合には、親会社を介さず直接子会土に請け負わせることが適当です。

Q10 実質的に関与しているとは、具体的にどのようなことを行っていることが求められますか。

A 元請負人が配置した主任技術者又は監理技術者が、現場に専任であって、元請負人と直接かつ恒常的な雇用関係にあることは言うまでもありませんが、これら技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来型、品質管理、完成検査、安全管理、下請負業者の施工調整・指揮監督等の全ての面において、主体的な役割を果たしていることが必要です。その際、当該技術者が、過去に同種又は類似の工事での施工管理を行った経験の有無も判断の際の参考になるでしょうし、また、業務量等に応じてその他の必要な技術者を配置していることが求められます。

Q11 実質的に関与していることの確認は、具体的にどのような方法で行うのでしょうか。

A 一括下請負の疑義がある場合には、まず、当該元請負人の主任技術者又は監理技術者に対して、具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行います。ヒアリングの際、その請け負った建設工事の施工管理等に関し、十分に責任ある受け答えができるか否かがポイントとなります。また、必要に応じ、下請負人の主任技術者又は監理技術者からも同様のヒアリングを行うことが有効です。

その場合、元請負人が作成する日々の作業打合せ簿、それぞれの請負人が作成する工事日報、安全指示書等を確認して、実際に行った作業内容を確認することが有効です。これらの帳簿の中に、具体的な作業内容が記載されていない場合、又は記載されていても形式的な参加に過ぎない場合等は一括請負に該当する可能性が高いと言えます。